

【協議事項②】

資料 2

受動喫煙防止対策専門部会部会長が必要と認める者の選定について

- 「受動喫煙防止対策専門部会設置要領」 4 (2) に基づき、受動喫煙防止対策専門部会に出席等していただく「部会長が必要と認める者」について、事務局としては下記のとおり考えておりますので、御意見を伺います。

＜受動喫煙防止対策専門部会設置要領（抜粋）＞

4 運営

(1) 略

- (2) 部会長が必要と認めたときは、部会委員以外の者を部会に出席させ、意見を述べ、または説明させることができる。

(順不同)

No.	特別委員団体名	選定理由
1	北海道 商工会連合会	受動喫煙防止対策を推進していくためには、事業者自らの取組や協力が不可欠であり、主に町村部の事業者が加入する団体
2	(一社) 北海道商工会議所連合会	受動喫煙防止対策を推進していくためには、事業者自らの取組や協力が不可欠であり、主に都市部の事業者が加入する団体
3	北海道 生活衛生同業組合連合会	飲食店等の事業者に対しては、新型コロナウイルス感染症による事業継続への影響等に十分に配慮しながら、受動喫煙防止対策を促進する必要があることから、生活衛生関係営業組合が多数加入している団体
4	日本たばこ産業株式会社 北海道支社	受動喫煙防止対策の推進に当たっては、適切な分煙環境の整備を進めることが重要であり、分煙に関する専門的なノウハウを持ち、自らも企業活動として分煙を推進している企業
5	北海道がんセンター (院長)	北海道がんセンターは、様々ながん患者団体の事務局を担っており、院長は世話人代表としての立場
6	北海道がん患者連絡会	条例を制定した要因の一つとして、本道における肺がんの死亡率・罹患率が全国よりも高いことがあげられ、当事者であるがん患者団体が多数加入している団体
7	北海道教育委員会	受動喫煙による健康への影響が大きい20歳未満の者の教育行政を担う団体
8	北海道保健所長会	健康増進法に基づく受動喫煙対策について、相談、助言・指導、立入検査等の行政実務を行う立場である団体